



オール東京62市区町村共同事業
みどり東京・温暖化防止プロジェクト

講義 2

環境対策における 地方公共団体の役割

－公害規制（大気汚染防止）と
地球温暖化対策を例として－

付：国の予算制度の読み方

オール東京62環境担当者研修会

第1回 環境法令体系、環境事務事業及び予算に関する基礎講座

地方公共団体による環境政策の展開

(1) 地方公共団体の先駆的取組

- ・手法①公害防止条例
- ・手法②公害防止協定

(2) 地方分権改革への対応

(1) 地方公共団体の先駆的取組

◎1960年代、高度経済成長の一方で、日本各地で激甚な公害問題が発生。それへの対応においては、地方公共団体の取組が先行した。この過程で、「上乘せ・横出し条例」や「公害防止協定」といった手法が編み出された。

⇒地方公共団体先行が、我が国の環境行政の特徴

◎1971年、環境庁が発足。国レベルでは公害規制は一元化されたが、その実施は、「機関委任事務」として地方公共団体が担っており、下水道や廃棄物処理施設整備等の公害対策事業は、ほとんどを他の省庁や地方公共団体に頼っていた。

手法①公害防止条例

昭和30～40年代、激甚な公害に対応するため、地方公共団体が国に先駆けて公害防止条例を制定。条例が規制を先占している中で環境法の規制強化が行われた。このような条例と法律の適用関係をどのように整理するか。

(法律と条例の関係)

憲法94条 地方公共団体は・・・法律の範囲内で条例を制定することができる。

地方自治法14条1項 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて・・・条例を制定することができる。

【参考】徳島市公安条例事件最高裁判決（最大判S.50.9.10）

手法①公害防止条例

○環境法では、明示的に上乗せ、横出し条例を認める規定が置かれた。

- －横出し条例：法律と同じ目的を有し、法律規制対象外に規制の範囲を広げる
- －上乗せ基準：法律と同じ目的を有し、法規制対象により強い規制を行う

⇒法規制対象に対して法規制基準に替えて条例規定の基準を適用する

- ・大気汚染防止法第4条第1項、水質汚濁防止法第3条3項（上乗せ基準関係）
- ・大気汚染防止法第32条、水質汚濁防止法第29条（横出し条例関係）
- ・自然公園法第60条、自然環境保全法第46条、環境影響評価法第61条

手法②公害防止協定

- ・ 公害を防止するために、企業と行政が協定を締結。
- ・ 法令の整備が不十分だった時代に、自治体が法規制よりも強い規制（上乘せ、横出し）を達成しようとして締結したもの。
- ・ 公害防止協定の数は、法令が整備された後も今日に至るまで増え続けている。
⇒ 協定の締結が工場等の立地の条件となる場合が多い。

（評価）

地域の諸条件、企業の能力等を踏まえた個別対応が可能となる点、柔軟な対応が可能となる点、定量化しにくい問題（例えば、快適な環境の確保、アメニティ）への対応が可能となる点、がメリットとして指摘される。法的権限のない市町村が立入調査、指導等の権限を持つこともできる。

一方、法治主義の見地から、立場の強い行政が事業者に法的裏付けなしに実質的な義務を押し付けている点は問題。

(2) 地方分権改革 への対応

◎2000年地方分権一括法施行。地方自治法改正で機関委任事務が廃止、国の直轄事務、法定受託事務、自治事務に整理された。

⇒環境行政においては、法定受託事務又は自治事務のいずれかにせよ、地方公共団体が事務の実施を担う体制はほとんど変わらなかった。

◎地方分権改革は、国と地方の責任の明確化を図り、「国がやるべきものは国がやり、地方がやるべきものは地方がやる」というもの。

◎このため、環境省においては、地方分権に対応する一方で、地方環境事務所の新設など、自前で事務執行ができる体制を整備。

⇒全国7ブロック（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）及び福島地方環境事務所を中心に、四国を管轄する四国事務所、3箇所の自然環境事務所（釧路、信越、沖縄奄美）を配置。

法定受託事務と自治事務

(1) 機関委任事務

(2) 法定受託事務

(3) 自治事務

(1) 機関委任事務

地方公共団体の首長等が法令に基づき委任され、「国の機関」として処理する事務。国の包括的指揮監督権が及ぶ。

(2) 法定受託事務

◎地方公共団体の事務のうち、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又は政令に特に定めるもの。

⇒ (例) 戸籍事務、生活保護、国政選挙

◎法律・政令により事務処理が義務付けられる。

◎法定受託事務か否かは、法律に明定される。それ以外の事務は自治事務。

◎是正の指示、代執行等国の強い関与が認められている。

- ・助言・勧告、資料の提出の要求
- ・協議・同意、許可・認可・承認
- ・指示（是正の指示）、代執行
- ・その他の関与 → できる限り設けない

(3) 自治事務

◎地方公共団体の処理する事務のうち、法定受託事務を除いたもの

◎法律・政令により事務処理が義務付けられているものと法律・政令に基づかず任意で行うもののいずれもある。

①法律。政令により事務処理が義務付けられているもの
⇒ (例) 国民健康保険の給付、介護保険サービス

②法律・政令に基づかず任意で行うもの
⇒ (例) 各種助成金等の交付、公共施設の管理

◎原則として、国の関与は是正の要求まで。

- ・助言・勧告、資料の提出要求、協議、是正の要求
- ・その他の個別法に基づく関与

同意、許可・認可・承認、指示 → 一定の場合に限定
代執行その他の関与 → できる限り設けない

直接規制的手法（公害規制の基本手法）

- 環境基準
- 環境基準と規制基準
- 揮発性有機化合物対策
- 粉じん規制
- 自動車排ガス対策
- 大気汚染防止法における事務の整理

直接規制的手法（公害規制の基本手法）

○法令に基づき行為規制、違反時の罰則等を設定し、人の活動に伴う環境負荷の削減を図る。

環境基準（環境基本法第16条）の達成を目指して



大気汚染防止法による工場等からのばい煙排出規制の仕組み

- － 排出基準の設定（3条）
- － 施設設置の事前届出（6条）
- － 排出基準不適合の場合の計画変更命令（9条）
- － 排出基準違反の排出の禁止（13条）
- － 排出基準違反のおそれがある場合の改善命令（14条）
- － 排出濃度等の測定、記録義務（16条）
- － 排出基準違反、命令違反、義務違反に対する罰則（33～37条）



大気汚染の常時監視（22条）により、環境基準の達成状況を評価

環境基準

環境基本法

- 第16条 政府は、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準を定めるものとする。
- 2 (地域・水域区分による類型あてはめの環境基準；水質汚濁、騒音関係)
 - 3 第一項の基準については、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならない。
 - 4 政府は、この章に定める施策であって公害の防止に係るもの（以下「公害の防止に関する施策」という。）を総合的かつ有効適切に講ずることにより、第一項の基準が確保されるように努めなければならない。

- 上記4種類の環境基準は、環境省告示で決定。
- 環境基準は、「維持されることが望ましい基準」であり、維持しなければならない「許容限度」ではない。
- ⇒ より良好な水準に設定できる一方、政府が達成できなくても直ちに法的責任追及はできないはず。
- ⇒ 裁判では、許容限度的に捉えられることが多い。
(最判平成7. 7. 7；国道43号線訴訟、騒音の環境基準を損害賠償の受忍限度として用いる)

大気環境基準

○伝統的大気汚染物質

二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素(CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)、
光化学オキシダント、二酸化窒素(NO₂)
+ 微小粒子状物質 (PM_{2.5};2009年に追加)

○有害大気汚染物質 (1997年設定、1999年、2001年に追加)

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、
ダイオキシン類、ジクロロメタン

有害大気汚染物質～継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるものについて、科学的知見の充実の下に将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として対策を講ずる。特に発がん性物質を念頭において施策体系が構築された。

(参考) 放射性物質汚染の環境基準の設定の要否

○平成27年2月13日中央環境審議会資料より

『人の放射線防護は、「環境基準」を用いたアプローチ（一般環境の状態についての基準を設定した上で、それを維持、達成するための対策を実施する手法）によってではなく、**平常時においては**、施設周辺の住民の中で最も高い線量を受けると想定される者であっても被ばく線量が線量限度を超えないことを確保した上で、**合理的に達成できる限り被ばく線量が低くなるよう各線源を管理することにより行われるべき**、また、**事故等による汚染が環境中に既に存在している状況においては**、そのときの状況に応じた**適切な水準で「参考レベル」を設定し、個人の追加被ばく線量が「参考レベル」以下となるよう行われるべき**』

『環境基準は、突発事故ではない通常の事業活動その他の人の活動からも、一般環境の状態に具体的な影響を及ぼすおそれのある程度で排出されうる物質等に係る汚染の防止に用いられてきた』

『放射性物質については、規制法令により、施設周辺の住民の中で最も高い線量を受けると想定される者であっても被ばく線量が線量限度を超えないことを確保する平常時の発生源管理が行われている。このため、**通常の事業活動等に起因する環境汚染の防止の観点からは、一般環境の状態に関する基準を改めて設定する必要性はない**』

『他方、事故その他の通常ではない事態により放射性物質が環境中に放出され、環境の汚染が存在している状況からの**復旧に当たっては**、**上述のとおり「参考レベル」を用いて防護の最適化を図るべき**』

大気環境基準の達成状況

- 二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質は、ほとんど環境基準を達成。ただし、浮遊粒子状物質は、黄砂の影響により非達成になる場合がある。
 - ⇒ 伝統的大気汚染物質については、発生源（工場、車等）対策の徹底により、過去に比べ大幅に改善。
- 光化学オキシダントは、ほとんど達成できておらず（夏場の光化学オキシダント注意報発令）、PM2.5は、3割前後の達成率。これらは日本国内の発生源に加えて、大陸からの越境汚染の可能性もある。
 - ⇒ 日本及び近隣国の大気汚染対策の重要課題
- ベンゼン等の有害大気汚染物質は、ほとんど基準を達成。
 - ⇒ 環境基準設定項目以外の新汚染物質がないか、要監視。

環境基準と規制基準

- 通常、環境中の濃度基準として定められる大気環境基準に対して、規制基準は、多くの場合、排出基準（汚染物質の排出口における濃度基準）として定められる。
- 大気汚染防止法は、固定発生源（工場等）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと（環境基準設定物質以外も規制）、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定め、大気汚染物質の排出者等はこの基準を守らなければならない。

※大気汚染防止法による「ばい煙」の排出基準

「ばい煙」→ものの燃焼等によって発生する物質（ばいじん、硫黄酸化物、有害物質）

「ばい煙発生施設」（一定規模以上のものを政令指定）

「排出基準」～ばい煙の種類ごとに規則で基準を定める。

→ 硫黄酸化物；排出口から排出される量基準（K値規制）

→ ばいじん、有害物質；排出口における濃度基準

なお、国が定める通常の排出基準に替えて、知事等が上乘せ基準（ばいじん、有害物質）を定めることができる。

ばい煙規制の仕組み

(1) 排出制限、改善命令・使用停止命令

ばい煙排出者に対し排出基準に適合しないばい煙の排出を禁止し、故意、過失を問わず違反者に対して刑罰を科す。

(※ばい煙規制のみ「排出基準に適合しないばい煙を排出してはならない」と規定)

知事等は、排出基準違反のおそれがあると認めるときは、ばい煙排出者に対し、ばい煙の処理方法等の改善や一時使用停止を命令することができる。

(2) 設置・変更の届出、計画変更命令

ばい煙発生施設を新たに設置又は構造等の変更をしようとする者は、あらかじめ知事等に所定の事項を届け出、知事等は、当該施設が排出基準に適合しないと認めるときは、計画の変更又は廃止を命ずることができる。

(3) 測定義務、立入検査

ばい煙排出者は、施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度を測定し、記録しておかなければならない。県等の職員は、排出基準を守っているかチェックするため、工場・事業場に立ち入り、必要な事項の報告を求めることができる。

総量規制と燃料規制

○総量規制（5条の2、5条の3）

- ・ 指定ばい煙：（政令指定 現在は硫黄酸化物、窒素酸化物）
- ・ 特定工場等：指定ばい煙を発生する施設を設置する一定規模以上の工場等
- ・ 指定地域：（政令指定 硫黄酸化物は24地域、窒素酸化物は3地域）
- ・ 総量削減計画：知事が地域内での削減目標量等を定める
- ・ 総量規制基準：削減目標が達成できるように、一定の算定方式により工場ごとに定める

○燃料使用規制（15条、15条の2）

季節的に燃料使用が増加して大気汚染が生ずる地域（政令指定13地域）について、硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の燃料中の硫黄含有量の基準を定める。

揮発性有機化合物対策（2004年法改正で追加）

（大防法第2章の2 17条の3～15）

- 揮発性有機化合物（VOC；volatile organic compounds）とは、大気に排出等された時に気体である有機化合物であって、浮遊粒子状物質（SPM）や光化学オキシダントの生成原因となるもの（2条4項）。トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質（約200種類）がある。
- 施策等の実施の指針（17条の3）
揮発性有機化合物に関する施策は、排出の規制と事業者の自主的な取組を適切に組み合わせて実施されなければならない。
- 排出規制
揮発性有機化合物排出施設（2条5項；施設の種類と規模で政令指定）について、排出基準を定める（17条の4）。
－規制対象施設は限定的、排出基準設定の考え方として Best Available Technology を適用。
基準遵守義務、基準適合命令・使用停止命令、届出、計画変更命令、測定義務、立入検査等の仕組みは、ばい煙規制と同様。※基準違反の直罰は無し
- 事業者の責務、国民の努力（17条の14,15）
排出抑制に関する事業者の責務及び国民の努力を規定した上で、事業者の自主的取組を促進する仕組みを法律外に設ける。

有害大気汚染物質対策の施策構造 (1996年法改正で追加)

(大防法第2章の5 18条の36～40、原始附則、改正法附則)

1. 大気汚染の恐れのある有害物質を包括的にピックアップ ～248種類
2. 種々の科学的知見により優先的に大気汚染対策に取り組むべき物質を絞り込み～優先取組物質23種類 (簡易リスク評価)
3. 優先取組物質について、大気汚染状況や健康への有害性を調査研究し、環境リスクを具体的に評価
4. 環境リスクの高い物質を政令指定 (指定物質；3物質)
環境基準の設定、大気状況の監視、排出抑制対策の実施 (優先取組物質を含めて事業者の自主的取組の促進)、対策状況のレビュー【大気汚染防止法の本則及び原始附則】
5. 環境リスクが下がらなければ、より強い規制 (伝統的規制手法) の導入【大気汚染防止法改正法の附則】

※リスク評価による予防的取組方法、**枠組的規制手法**の一例

有害大気汚染物質対策の法文規定

大気汚染防止法 第2章の5 有害大気汚染物質対策の推進

(施策等の実施の指針) 18条の36

有害大気汚染物質による大気汚染の防止施策は、科学的知見の充実の下に、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されることを旨として実施。

(事業者の責務) 18条の37

大気中への排出又は飛散の状況を把握、排出又は飛散を抑制。

(国の施策) 18条の38

- 1 大気汚染の状況を把握するための調査の実施、人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実。
- 2 有害大気汚染物質ごとに大気汚染による人の健康に係る被害が生ずるおそれの程度を評価し、定期的に公表。
- 3 排出又は飛散の抑制のための技術に関する情報を収集整理、成果の普及。
※ベンゼンについては、自動車燃料規制を同時に実施。

(地方公共団体の施策) 18条の39

- 1 その区域に係る大気汚染の状況を把握するための調査の実施。
- 2 事業者に対し必要な情報の提供を行うとともに、住民に対し知識の普及を図る。

(国民の努力) 18条の40

日常生活に伴う有害大気汚染物質の大気中への排出又は飛散を抑制する。

粉じん規制

「粉じん」とは、物の破砕やたい積等により発生し、又は飛散する物質をいい、人の健康に被害を生じるおそれのある物質を特定粉じん（石綿を指定）、それ以外の粉じんを一般粉じんとする。

○一般粉じんに係る規制基準（18条の3）：

破砕機や堆積場等の一般粉じん発生施設の種類ごとに定められた構造・使用・管理に関する基準

○特定粉じん（石綿）に係る規制基準：

－発生施設：工場等の敷地境界における大気中濃度の基準

18条の5（空気1リットルにつき石綿繊維10本以内）

－排出等作業：石綿建材等が使用されている建築物等を解体・改造・補修する作業における作業方法の基準

18条の14

※基準遵守義務、基準適合命令・使用停止命令、届出、計画変更命令、測定義務、立入検査等の仕組みは同様。

自動車排ガス対策

○自動車の排出ガス規制（単体規制）（19条）

- ・窒素酸化物、粒子状物質、一酸化炭素、炭化水素について、車種ごと（ガソリン/LNG車、ディーゼル車、二輪車等の種類ごと及び各種類を重量・出力等で区分）に排出ガスの許容限度を定める。
- ・遵守確保の方法： 許容限度を確保することが「道路運送車両法」の保安基準に組み込まれ、車検で基準をクリアしていない自動車は自動車検査証が交付されず、運行できない。

○自動車燃料規制（19条の2）

- ・自動車燃料の含有物質（鉛、硫黄、ベンゼンなど）の許容限度を定める。
- ・遵守確保の方法： 「揮発油等の品質の確保等に関する法律」に基づく揮発油規格、軽油規格に組み込まれ、規格に合致しない揮発油等は販売してはならない。

大気汚染防止法における事務の整理

○法定受託事務（31条の12）

- ・ 総量規制基準の設定
 - ・ 硫黄酸化物に係るばい煙発生施設の燃料中の硫黄含有量の基準の設定
- ⇒ 本条に規定されていない事務は自治事務となる。

○国の特別な関与（26条2項）

環境大臣又は都道府県知事は、報告の徴収、立ち入り検査をすることができる。ただし、環境大臣は、緊急に必要があると認められる場合に行うことが認められる。

⇒ 「代執行」ではなく、いわゆる「ダブルトラック方式」

「地球温暖化」と「気候変動」

- 「地球温暖化」と「気候変動」
- 気候変動の影響・予測
- 温室効果ガスの排出削減（緩和）の手法
- 地球温暖化対策の推進に関する法律
 - 地方公共団体実行計画
 - 地球温暖化対策計画の改定、主な対策・施策
- 脱炭素社会実現のための具体策
- 気候変動適応法の概要

「地球温暖化」と「気候変動」

地球温暖化：global warming

（地球温暖化対策推進法第2条の定義）；人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

= 人の活動が原因となって生ずる地球全体の平均気温の上昇

気候変動：climate change

（気候変動枠組条約第1条第2項の定義）；地球の大気の組成を変化させる人間活動に直接又は間接に起因する気候の変化であって、比較可能な期間において観測される気候の自然な変動に対して追加的に生ずるものをいう。気候変動適応法には「気候変動」の定義はない。）

= 人の活動が原因となって生ずる気候の変化

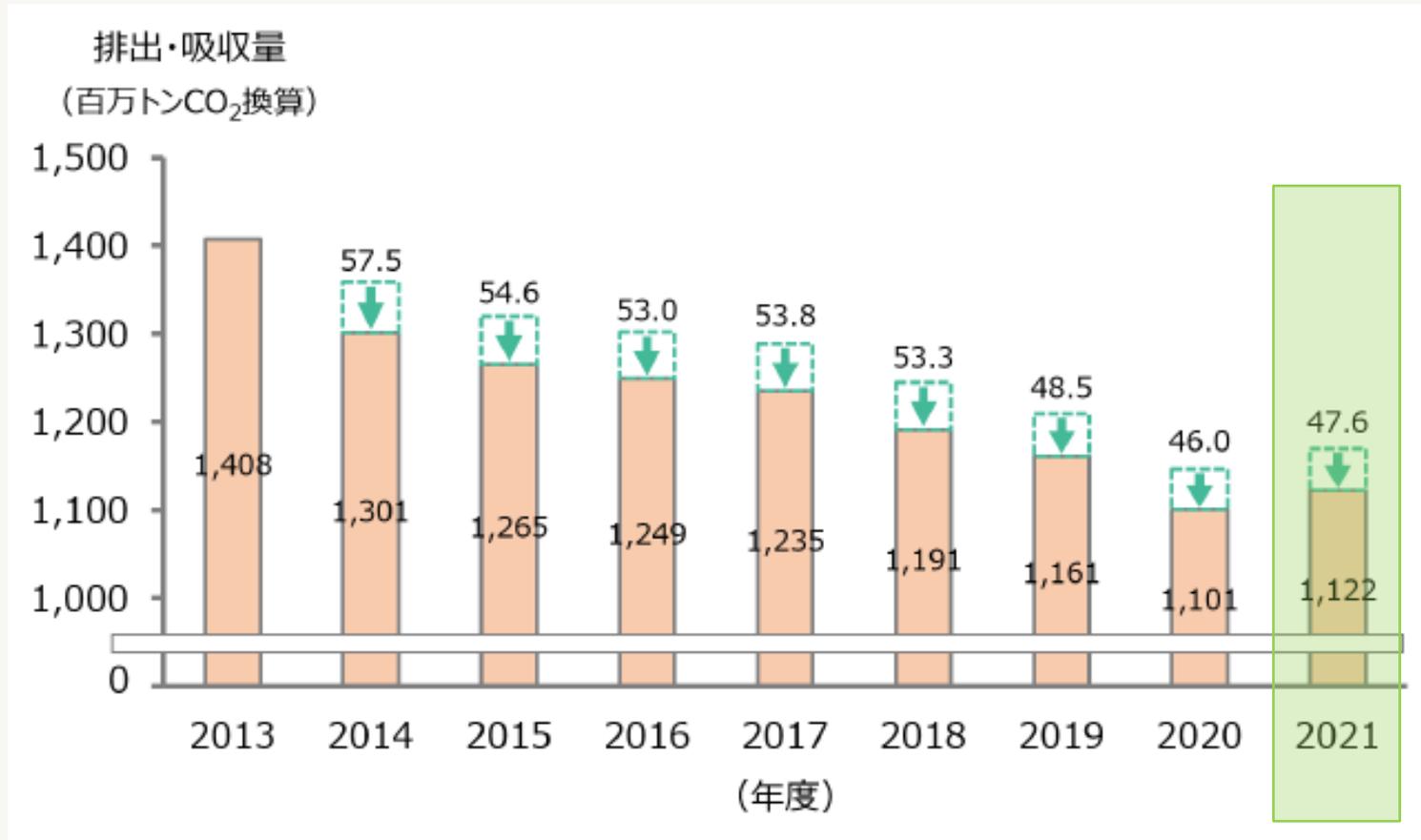
「地球温暖化」と「気候変動」

気候変動の悪影響

条約は、単に地球が暖かくなるのではなく、**干ばつ、熱波、洪水などの極端な気象現象、これに伴う人的・経済的被害、耕作地帯への悪影響、自然生態系の損傷、海面上昇**などを「気候変動の悪影響」と定義。

* 条約第1条第1項 「気候変動の悪影響」とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

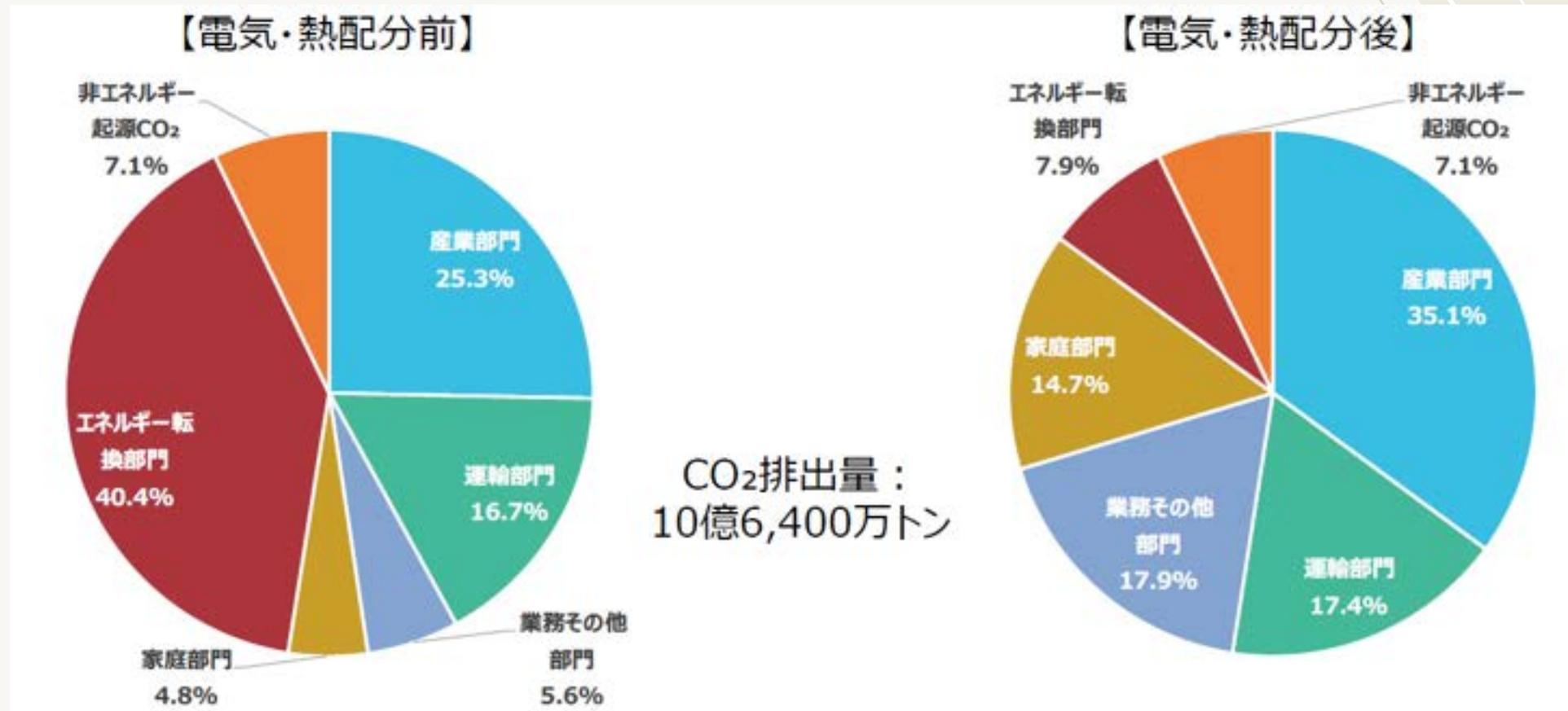
2021年度の日本の温室効果ガス排出・吸収量（確報値）



○2021年度の温室効果ガスの排出・吸収量は、11億2,200万トンで、2020年度比2.0%増加（+2,150万トン）、2013年度比20.3%減少（▲2億8,530万トン）。

○2021年度の吸収量は4,760万トン。4年ぶりに増加。

部門別のCO₂排出量



○電気・熱配分前*1の2021年度CO₂排出量においては、エネルギー転換部門からの排出（40.4%）が最も大きく、次いで産業部門（25.3%）、運輸部門（16.7%）の順となっている。

○電気・熱配分後*2の2021年度CO₂排出量においては、産業部門（35.1%）からの排出が最も大きく、次いで業務その他部門（17.9%）、運輸部門（17.4%）の順となっている。

*1 発電及び熱発生に伴うエネルギー起源のCO₂排出量を、電力及び熱の生産者側の排出として、生産者側の部門に計上した排出量

*2 発電及び熱発生に伴うエネルギー起源のCO₂排出量を、電力及び熱の消費量に応じて、消費者側の各部門に配分した排出量

出典：2021年度温室効果ガス排出・吸収量（確報値）概要（<https://www.env.go.jp/content/000128749.pdf>）

日本において既に起こりつつある気候変動の影響

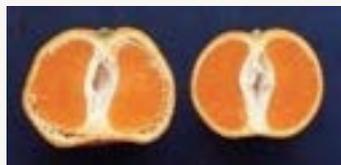
米・果樹

米が白濁するなど品質の低下が頻発。



図： 水稻の白未熟粒(写真提供：農林水産省)

- ・水稻の登熟期(出穂・開花から収穫までの期間)の日平均気温が27℃を上回ると玄米の全部又は一部が乳白化したり、粒が細くなる「白未熟粒」が多発。
- ・特に、登熟期の平均気温が上昇傾向にある九州地方等で深刻化。



図： みかんの浮皮症(写真提供：農林水産省)

成熟後の高温・多雨により、果皮と果肉が分離する。(品質・貯蔵性の低下)

生態系



図 サンゴの白化(写真提供：環境省)



(写真提供：中静透)

サンゴの白化・ニホンジカの生息域拡大

農林産物や高山植物等の被害が発生

農山村の過疎化や狩猟人口の減少等に加え、積雪の減少も一因と考えられる。

異常気象・災害



図： 洪水被害の事例(愛知県 広田川)
(写真提供：国土交通省中部地方整備局)

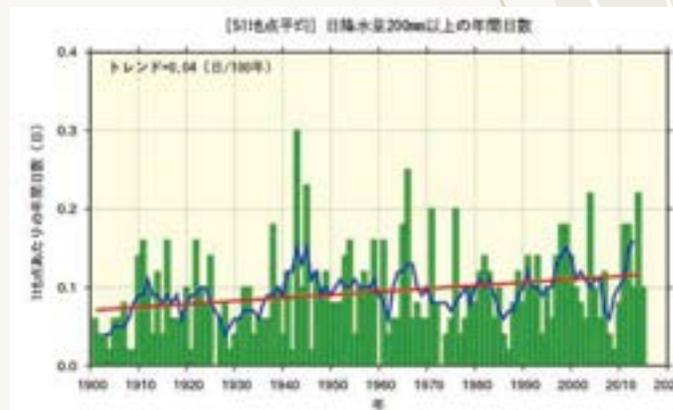
デング熱の媒介生物であるヒトスジシマカの分布北上



図 ヒトスジシマカ
(写真提供：国立感染症研究所 昆虫医科学部)

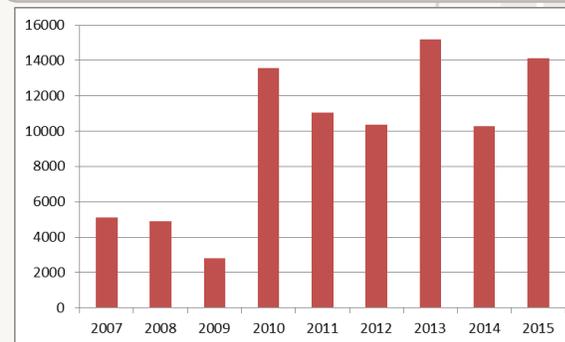
熱中症・感染症

日降水量200ミリ以上の大雨の発生日数が増加傾向



(出典：気候変動監視レポート2015(気象庁))

2015年夏、救急車で搬送された熱中症患者の19市・県計は14,125人となった。



(出典：熱中症患者速報平成27年度報告(国立環境研究所)より作成)

21世紀末の日本の気候予測

将来予測まとめ

21世紀末の日本は、20世紀末と比べ...

※黄色は2°C上昇シナリオ (RCP2.6)、
紫色は4°C上昇シナリオ (RCP8.5) による予測

年平均気温が約1.4°C/約4.5°C上昇

海面水温が約1.14°C/約3.58°C上昇



猛暑日や熱帯夜はますます増加し、
冬日は減少する。



温まりやすい陸地に近いことや暖流の影響で、
予測される上昇量は世界平均よりも大きい。

降雪・積雪は減少

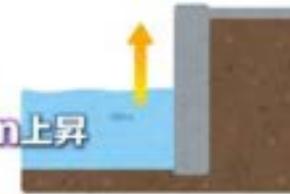
雪ではなく雨が降る。
ただし大雪のリスクが
低下するとは限らない。



激しい雨が増える

日降水量の年最大値は
約12% (約15 mm) / 約27% (約33 mm) 増加
50 mm/h以上の雨の頻度は 約1.6倍/約2.3倍に増加

沿岸の海面水位が
約0.39 m/約0.71 m上昇



3月のオホーツク海海面氷面積は
約28%/約70%減少



【参考】4°C上昇シナリオ (RCP8.5) では、
21世紀半ばには夏季に北極海の海氷が
ほとんど融解すると予測されている。



強い台風の割合が増加
台風に伴う雨と風は強まる

日本南方や沖縄周辺においても
世界平均と同程度の速度で
海洋酸性化が進行



※この資料において「将来予測」は、特段の説明がない限り、日本全国について、21世紀末時点の予測を20世紀末又は現在と比較したものを、

日本の年平均気温

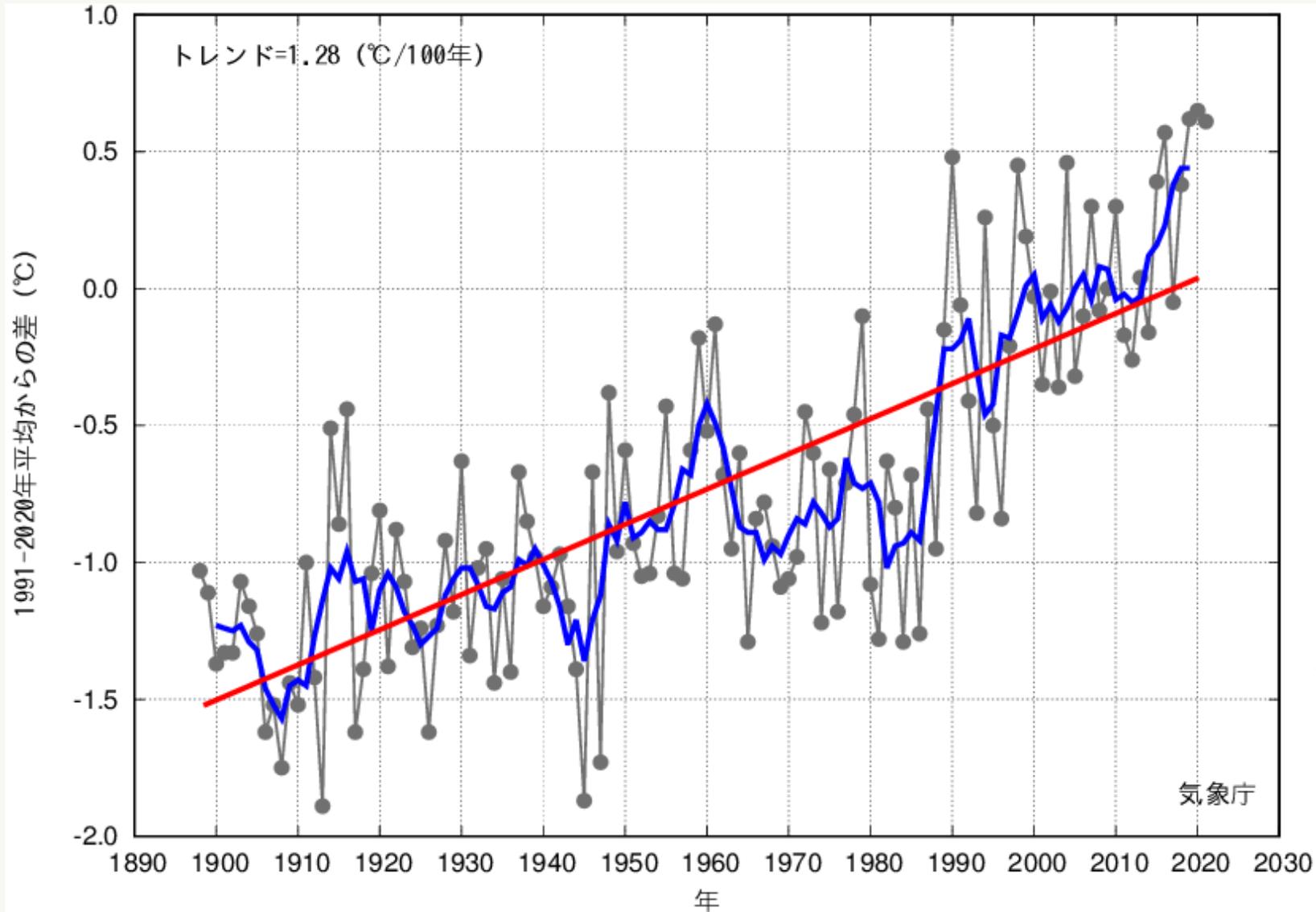


図 日本の年平均気温偏差の経年変化 (1898~2021年)

細線 (黒) : 各年の平均気温の基準値からの偏差、太線 (青) : 偏差の5年移動平均値、直線 (赤) : 長期変化傾向。
基準値は1991~2020年の30年平均値。

気候変動対策：緩和と適応は車の両輪

緩和：気候変動の原因となる**温室効果ガスの排出削減対策**

適応：既に生じている、あるいは、将来予測される**気候変動の影響による被害の回避・軽減対策**



温室効果ガスの排出削減（緩和）の手法

- **計画策定**（義務又は努力）
地球温暖化対策推進法による国の対策計画、
国、自治体の実行計画、事業者の排出抑制計画等
- **法的義務付け**
温対法による温室効果ガスの算定・報告・公表制度
省エネ法による事業活動、建築物、機器の省エネ促進
固定価格買取制度による再生可能エネルギーの普及
フロン類排出抑制法によるフロン類対策
- **経済的誘導策**（予算、税制、マーケットメカニズム利用）
- **低・脱炭素技術の開発等**（予算、税制、投資促進等）
- **普及啓発**（クールビズ、省エネキャンペーン等）
- ✓ 電源の低・脱炭素化（法律、計画、予算等）
- ✓ 森林吸収源対策（法律、予算等）

地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998年制定)

○目的（第1条）

- ・地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす
- ・気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題
- ・全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要
- ・地球温暖化対策の推進を図り、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする

○定義（第2条）

「地球温暖化」「地球温暖化対策」「温室効果ガス」「温室効果ガスの排出」等について定義。

- ・「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用すること（≡エネルギー消費）をいう。

○国、地方公共団体、事業者、国民の責務（第3～6条）

○政府による温室効果ガスの排出量等の算定、公表（第7条）

○地球温暖化対策の具体的内容（第8条以下）

地球温暖化対策推進法が規定する地球温暖化対策

- 第2章 政府の地球温暖化対策計画（第8条、第9条）
- 第3章 政府の地球温暖化対策推進本部（第10～第18条）
- 第4章 温室効果ガスの排出の抑制等のための施策

政府実行計画、**地方公共団体実行計画**（第20条～第22条）

事業活動、製品、サービスに係る事業者の排出抑制等の努力（第23条、第24条）

事業者が講ずる措置に関する主務大臣の指針（第25条）

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度（第26条～第35条）

事業者の事業活動に関する計画（第36条）

普及啓発活動の推進（第37条～第41条）

第5章 森林等による吸収作用の保全等（第42条）

【本法の地方公共団体の事務は自治事務】

地方公共団体実行計画

- (1) 地球温暖化対策計画に即して、都道府県・市町村が自らの事務及び事業に関し、排出削減等のための計画を策定する（共同策定も可）。 ⇒ 「事務事業編」
- (2) 都道府県・指定都市・中核市・特例市は、(1)の他、地方公共団体のイニシアティブが期待される一定の事業について排出削減策を計画に定める。 ⇒ 「区域施策編」

(一定の事業)

- ① 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーの促進策
- ② 温室効果ガスの量がより少ない製品の利用等事業者又は住民の活動の促進策
- ③ 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進等
- ④ 廃棄物等の発生抑制の促進等

地球温暖化対策計画の改定について

■ 地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画

「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標[※]等の実現に向け、計画を改定。

[※]我が国の中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指す。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省報道発表資料（<http://www.env.go.jp/press/110060/116972.pdf>）

地球温暖化対策計画の改定について

地球温暖化対策計画に位置付ける主な対策・施策

再エネ・省エネ

- 改正温対法に基づき自治体が促進区域を設定 → 地域に裨益する再エネ拡大（太陽光等）
- 住宅や建築物の省エネ基準への適合義務付け拡大

産業・運輸など

- 2050年に向けたイノベーション支援
→2兆円基金により、水素・蓄電池など重点分野の研究開発及び社会実装を支援
- データセンターの30%以上省エネに向けた研究開発・実証支援

分野横断的取組

- 2030年度までに**100以上の「脱炭素先行地域」**を創出（地域脱炭素ロードマップ）
- 優れた脱炭素技術等を活用した、途上国等での排出削減
→「二国間クレジット制度：JCM」により地球規模での削減に貢献

脱炭素社会実現のための具体策

2021年6月政府公表の「地域脱炭素ロードマップ」より

- ① 屋根置きなど**自家消費型の太陽光発電**
- ② **地域共生・地域裨益型再エネ**の立地
- ③ 公共施設など業務ビル等における徹底した**省エネと再エネ電気調達**と更新や改修時の**ZEB化誘導**
- ④ **住宅・建築物の省エネ性能**等の向上
- ⑤ **ゼロカーボン・ドライブ**（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- ⑥ 資源循環の高度化を通じた**循環経済への移行**
- ⑦ コンパクト・プラス・ネットワーク等による**脱炭素型まちづくり**
- ⑧ 食料・農林水産業の**生産力向上と持続性の両立**

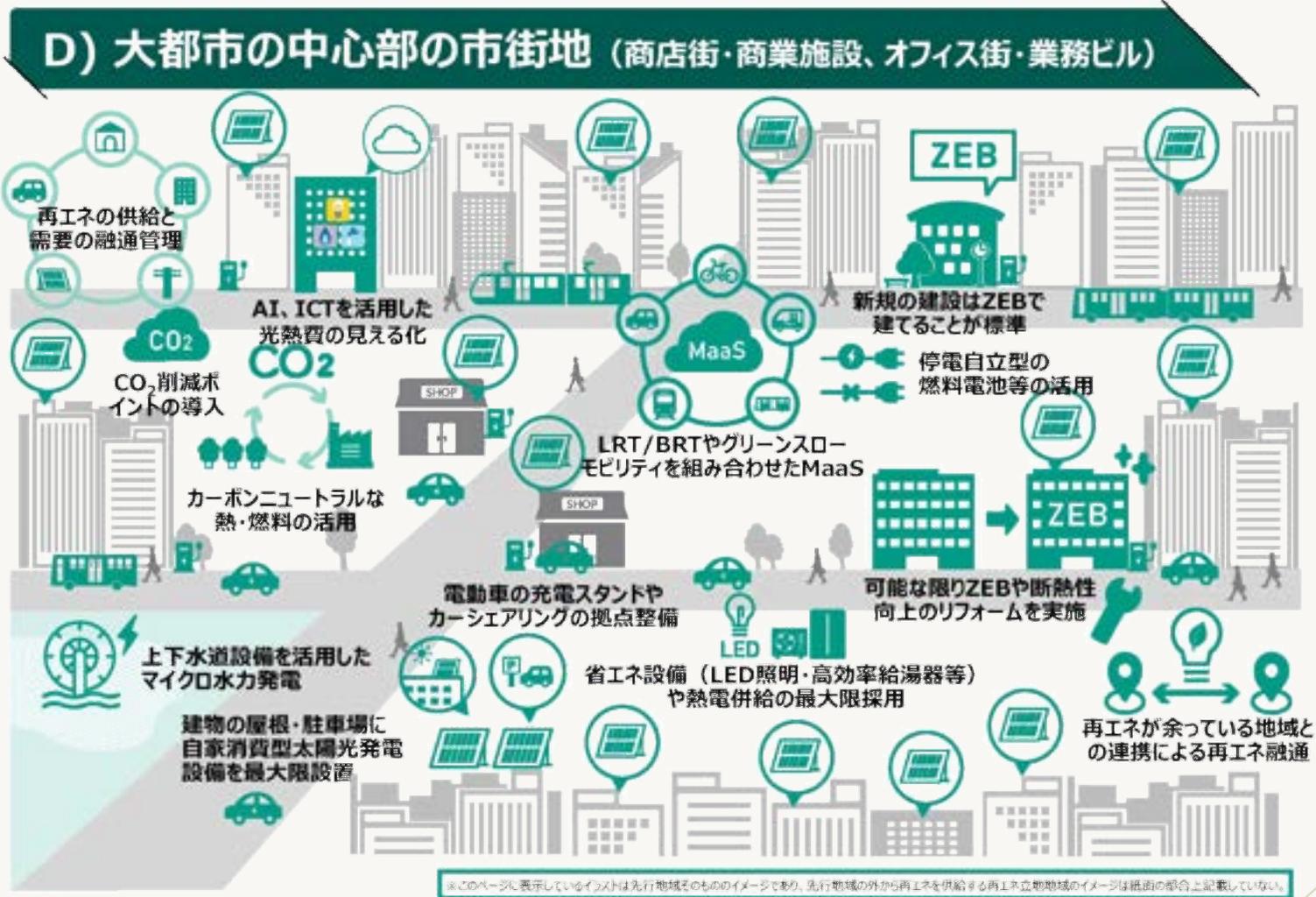
日常生活での取組 ゼロカーボンアクション30

「地域脱炭素ロードマップ」より

1. 電気等のエネルギーの節約や転換 (1) 再エネ電気への切り替え (2) クールビス・ウォームビス (3) 節電 (4) 節水 (5) 省エネ家電の導入 (6) 宅配サービスをできるだけ一回で受け取る (7) 消費エネルギーの見える化	4. 食関係 (17) 食事を食べ残さない (18) 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 (19) 旬の食材、地元の食材で作った菜食を取り入れた健康な食生活 (20) 自宅でコンポスト
2. 住居関係 (8) 太陽光パネルの設置 (9) ZEH (ゼッチ) (10) 省エネリフォーム (11) 蓄電池 (車載の蓄電池)・蓄エネ給湯器の導入・設置 (12) 暮らしに木を取り入れる (13) 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 (14) 働き方の工夫	5. 衣類、ファッション関係 (21) 今持っている服を長く大切に着る (22) 長く着れる服をじっくり選ぶ (23) 環境に配慮した服を選ぶ
3. 移動関係 (15) スマートムーブ (16) ゼロカーボン・ドライブ	6. ごみを減らす (24) マイバッグ、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を使う (25) 修理や補修をする (26) フリマ・シェアリング (27) ごみの分別処理
	7. 買い物・投資 (28) 脱炭素型の製品・サービスの選択 (29) 個人のESG投資
	8. 環境活動 (30) 植林やごみ拾い等の活動

脱炭素先行地域のイメージ（1）

「地域脱炭素ロードマップ」より



※このページに表示しているイラストは先行地域そのもののイメージであり、先行地域の外から再エネを供給する再エネ立地地域のイメージは紙面の都合上記載していない。

脱炭素先行地域のイメージ（1）

「地域脱炭素ロードマップ」より

F) 農山村（農地・森林を含む農林業が営まれるエリア）



地方公共団体の取組事例や支援メニュー

〈環境省ホーム〉 ⇒ 〈政策〉 ⇒ 〈政策分野一覧〉

(地球温暖化対策一般)

⇒ 〈地球環境・国際協力〉 ⇒

- ・ 地球温暖化対策
- ・ 再エネ・省エネ支援事業（エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業）等

(地域の取り組み)

⇒ 〈地域脱炭素〉 ⇒ 〈脱炭素地域づくり支援サイト〉 ⇒

- ・ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- ・ 支援メニュー等

[エネ特トップ](#)

[エネ特とは](#)

[事業一覧](#)

[申請フロー](#)

[活用事例](#)

[パンフレット](#)

[よくある質問](#)



[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球環境・気候環境協力](#) > [脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）](#)

脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載しています。

[補助・委託事業を探す](#)

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。絞り込み検索や、キーワードを入力しての事業検索ができます。ぜひ一度お試しください。

補助・委託事業一覧



[▶ 令和5年度（2023年度）の事業一覧を見る](#)



[エネ特ポータルでできること](#)

[補助・委託事業の申請フローがわかる](#)



エネ特トップ

エネ特とは

事業一覧

申請フロー

活用事例

パンフレット

よくある質問

ホーム > 政策分野・行政活動 > 政策分野一覧 > 地域環境・気候環境協力 > エネ特ポータル > 令和5年度予算及び令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧

令和5年度予算 及び 令和4年度補正予算 脱炭素化事業一覧

環境省の地球温暖化対策に関する補助・委託事業を紹介しています。

公募や入札情報は「[▶ 補助・委託事業の申請フロー](#)」ページ記載のリンクよりご確認ください。

事業一覧 (66件)

このページの使い方 ⓘ

すべての詳細を開く +

事業対象者 ▾

キーワード ▾

実施方法 ▾

補助/委託 ▾

キーワード検索



よく閲覧されている事業に関連するワード

[地域脱炭素](#) [脱炭素経路](#) [レジリエント/レジリエンス](#) [ゼロカーボンシティ](#) [PPA/ストレージパリティ](#) [工場・事業場](#) [脱炭素イノベーション](#)

令和4年度補正予算

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（令和4年度補正予算）



令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」により支援します。

地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業（令和4年度補正予算）



令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円

地域の再エネ目標・脱炭素事業の検討や再エネ促進区域設定に向けたゾーニングの実施による計画策定を支援します。



気候変動適応法の概要

気候変動適応法の概要

[平成三十年法律第五十号]
平成30年6月13日公布
平成30年12月1日施行

1. 適応の総合的推進

- 国、地方公共団体、事業者、国民が気候変動適応の推進のため担うべき役割を明確化。
- 国は、農業や防災等の各分野の適応を推進する**気候変動適応計画**を策定。その進展状況について、把握・評価手法を開発。（閣議決定の計画を法定計画に格上げ、更なる充実・強化を図る。）
- **気候変動影響評価**をおおむね5年ごとに行い、その結果等を勘案して計画を改定。

各分野において、信頼できるきめ細かな情報に基づく効果的な適応策の推進

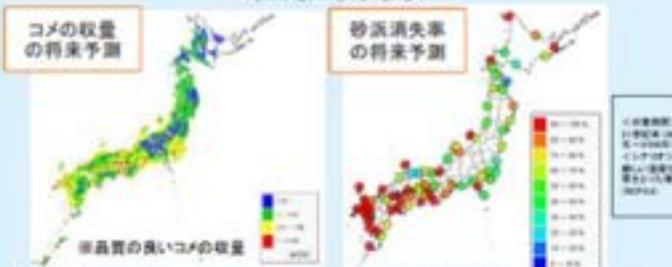


将来影響の科学的知見に基づき、
・高温耐性の農作物品種の開発・普及
・魚類の分布域の変化に対応した漁場の整備
・堤防・洪水調整施設等の着実なハード整備
・ハザードマップ作成の促進
・熱中症予防対策の推進
等

2. 情報基盤の整備

- 適応の**情報基盤の中核として国立環境研究所を位置付け**。

「気候変動適応情報プラットフォーム」（国立環境研究所サイト）
の主なコンテンツ



<http://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

3. 地域での適応の強化

- 都道府県及び市町村に、**地域気候変動適応計画**策定の努力義務。
- 地域において、適応の情報収集・提供等を行う体制（**地域気候変動適応センター**）を確保。
- **広域協議会**を組織し、国と地方公共団体等が連携して地域における適応策を推進。

4. 適応の国際展開等

- 国際協力の推進。
- 事業者等の取組・適応ビジネスの促進。

気候変動適応法・気候変動適応計画

- 2018年に気候変動適応法が施行され、同法に基づく気候変動適応計画を閣議決定、2021年に計画改定。
- 関係府省庁で構成される「気候変動適応推進会議」を設置、国立環境研究所に「気候変動適応センター」を設立。

気候変動適応法

<概要>

- 気候変動適応計画の策定、適応策の総合的な推進、気候変動影響評価の実施。
- 国立環境研究所を中核とした情報基盤の整備。
- 地域での計画策定等による地域での適応の強化。
- 国際協力の推進、適応ビジネスの促進。

気候変動適応計画

<概要>

- 国、地方公共団体、事業者、国民、国立環境研究所が果たす役割を明確化。
- 基本戦略を定め、関係府省庁が緊密に連携して適応策を推進。
- 分野別に推進する具体的な適応策を記載。

地方公共団体における適応の取組

- 気候変動の影響は地域の特性によって大きく異なるため、地域の実情に応じた適応策を推進することが重要
- 気候変動適応法において、地方公共団体は、地域気候変動適応計画の策定、地域の適応の情報収集・提供等を行う拠点（地域気候変動適応センター）の確保に努めることとされている。
- 2023年4月時点で、47都道府県、19政令市、140市区町村が地域気候変動適応計画を策定。また、56の地域気候変動適応センターが設置されている。

地方公共団体における適応の先行事例 — 埼玉県

埼玉県加須市にある埼玉県環境科学国際センター
(全国第一号の地域気候変動適応センター)



資料：埼玉県

地域気候変動適応センターの設置

- ・ 埼玉県では2009年2月に「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」を策定。緩和策だけでなく、適応策も位置づけている。
- ・ 2018年12月、気候変動適応法の施行にあわせ、全国第一号となる地域気候変動適応センターを埼玉県環境科学国際センターに設置。
- ・ 県内市町村の適応に関する取組支援やウェブサイトを活用した幅広い情報発信を実施

国の予算制度の読み方

- 予算のタイムライン（当初予算）
- 重点施策・予算情報
 - 環境省重点施策集
 - 脱炭素化事業支援情報サイト（エネ特ポータル）

予算のタイムライン（当初予算）

◎ 4月～7月

環境省各部局で次年度重点事項及び予算案検討

◎ ～8月末

与党内手続き及び財務省へ概算要求提出

◎ ～12月末

財務省折衝

与党内手続き及び政府予算案閣議決定

◎ 1月

通常国会開会 予算案提出

◎ ～3月

国会審議及び国会予算案議決

法律案国会提出

◎ 4月～

補助金実施要項策定及び募集（予算成立以降であれば可）

（※ただし、予算案成立を条件に予算成立以前に募集の場合もあり。）

環境省重点施策・予算情報について

〈環境省へようこそ（環境省HP）〉からの検索

環境省ホーム ⇒ 〈政策〉 ⇒ 〈重点施策・予算情報〉

⇒ 〈令和5年度環境省重点〉

⇒ ・令和5年度環境省重点

・令和5年度環境省重点施策集

⇒ 令和4年度補正予算（案）の概要

⇒ ・令和4年度第2次補正予算（案）施策集

重点施策・予算情報

[ホーム](#) > [政策](#) > 重点施策・予算情報

令和5年度

[令和5年度公共事業の内示情報のお知らせ](#)

令和4年度

[令和5年度環境省予算当初各目明細（令和5年1月）](#)

[政策ごとの予算との対応について\[PDF:69KB\]](#)

[令和5年度環境省重点（令和4年12月）](#)

[令和5年度環境省予算（案）事項別表（令和4年12月）](#)

[令和4年度環境省予算補正第2号各目明細（令和4年11月）](#)

[令和4年度補正予算（案）の概要（令和4年11月）](#)

[令和5年度概算要求書について（令和4年8月）](#)

[令和5年度環境省重点（令和4年8月）](#)

[令和5年度予算概算要求事項別表（令和4年8月）](#)

[「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」について（令和4年4月）](#)

[令和4年度公共事業の内示情報のお知らせ](#)

政府予算案閣議決定

補正予算案

概算要求

令和3年度

令和5年度環境省重点施策集

[ホーム](#) > [政策](#) > [重点施策・予算情報](#) > 令和5年度環境省重点

[全文 \[PDF 8.08MB\]](#)

1. 時代の要請への対応～新しい資本主義実現

1-1. 炭素中立型経済社会実現に向けた取組

(1) 地域・社会インフラ・くらしの脱炭素トランジション

① 脱炭素先行地域づくり、脱炭素の基盤となる重点対策

- ・ [地域脱炭素の推進のための交付金【エネ特（一部GX）】](#)（地域脱炭素）
- ・ [地域再エネの最大限導入のための地方自治体の計画づくり支援【エネ特（一部GX）】](#)（地域脱炭素）
- ・ [防災拠点や避難施設となる公共施設への再生可能エネルギー設備等初期費用ゼロ型太陽光発電等の再生可能エネルギー設備全国導入加](#)
- ・ [（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業）](#)

② 民間資金を活用した脱炭素型社会インフラの整備、中小

- ・ [株式会社脱炭素化支援機構と連携した地域脱炭素投融资促進 \[PDF 385KB\]](#)



地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒して実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

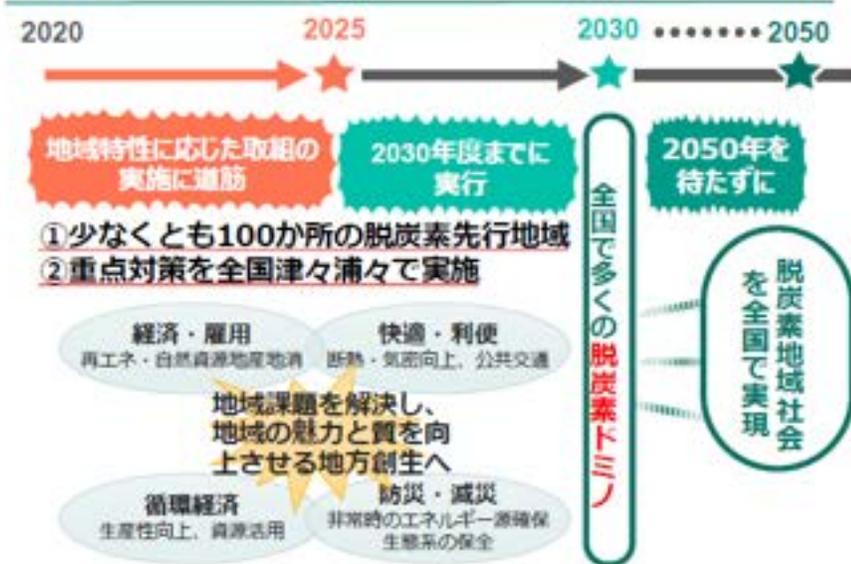
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3※
(1) ② 2/3~1/3等]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

事業区分	地域脱炭素移行・再エネ推進交付金		特定地域脱炭素移行 加速化交付金
	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コージェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1)「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体と なって設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電 設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場 等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修 時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等におい て省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用 車を活用したカーシェアリング事業) ※2再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>①⑤は国の目標を上回る導入量、③は国の基準を上回る 要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者 が裨益する自営線マイクログ リッドを構築する地域 (特定 地域)において、自営線に接 続する温室効果ガス排出削減 効果の高い主要な脱炭素製 品・技術 (再エネ・省エネ・ 蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財政力指数が全 国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4、②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業



【令和5年度予算(案) 800百万円(800百万円)】

【令和4年度第2次補正予算額 2,200百万円】

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します。

1. 事業目的

「地球温暖化対策推進法」、「地球温暖化対策計画」及び「地域脱炭素ロードマップ」に基づき行う、地域再エネ導入の取組は、2030年度46%削減目標の達成と2050年脱炭素社会の実現に貢献しつつ、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に貢献する取組として実施することが求められている。地域に根ざした再エネ導入のためには、地方公共団体が地域の関係者と連携して、地域に適した再エネ設備導入の計画、再エネ促進区域の設定、再エネの導入調査、持続的な事業運営体制構築、人材確保・育成など多様な課題の解決に取り組むことが不可欠であり、その支援を全国的・集中的に行う必要がある。

2. 事業内容

地方公共団体等による地域再エネ導入の目標設定・意欲的な脱炭素の取組に関する計画策定、再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング、公共施設等への太陽光発電設備その他の再エネの導入調査、官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築、事業の持続性向上のための地域人材の確保・育成に関する支援を行う。

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援
 - ①地域の再エネ目標と意欲的な脱炭素の取組の検討による計画策定支援
 - ②再エネ促進区域の設定等に向けたゾーニング支援
 - ③公共施設等への太陽光発電設備等の導入調査支援
 - ④官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援
- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
 - ①促進区域設定の事例・合意形成手法等のガイド作成・横展開
 - ②地域の脱炭素化の取組に係る評価・検証等事業
 - ③公共施設等への再エネ導入加速化及び計画策定支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業
 - ①地域脱炭素実現に向けた中核人材育成事業
 - ②地域脱炭素を加速化するための企業・自治体のネットワーク構築事業
 - ③即戦力となる地域脱炭素人材の確保に向けた支援事業

4. 事業イメージ

2050年カーボンニュートラルの実現

- (1) 地域再エネ導入を計画的・意欲的に進める計画策定支援



- (2) 地域の脱炭素化実装加速化支援事業
- (3) 地域脱炭素実現に向けた中核人材の確保・育成事業

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率;上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ①は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

お問合せ先： 環境省大臣官庁地域脱炭素政策調整担当参事官室 電話：03-5521-9109

3. 事業スキーム

- 事業形態 (1)間接補助(定率;上限設定あり) (2)(3)委託事業
- 補助・委託対象 (1)①②地方公共団体、③④地方公共団体(共同実施に限り民間事業者も対象)
(2)(3)民間事業者・団体等
- 実施期間 令和3年度～令和7年度 ※ (1) ③は令和4年度～、(2) ②は令和4年度～、
(2) ③は令和5年度～、(3) ②③は令和5年度～

予算額及び前年度比

事業形態
補助・委託対象
実施期間

地方公共団体による環境政策の展開

◎地方分権改革での「二元論」的責任の分担は、かつての公害対策のように、基準は国が策定し、その実施は地方公共団体が担うという仕組みについては、適合的であったと思料。

◎しかし、1980年代以降、生活排水による水質汚濁問題、気候変動等地球環境問題、不法投棄や災害廃棄物処理等廃棄処理問題など、国と地方公共団体の協働作業を必要とする分野が増えている。
環境分野における国と地方公共団体との関係については、更に議論を深めていく必要がある。